

改正建築基準法・建築物省エネ法の円滑な施行に向けた 沖縄県建築士サポートセンター開設のご案内

令和4年6月17日に公布された改正建築基準法・改正建築物省エネ法により、令和7年4月1日から、旧4号建築物の特例が廃止され、また、原則全ての建築物の省エネ基準適合が義務化されました。国土交通省では改正法の円滑な施行に向け、申請図書の作成や申請手続きについて個別にサポートする体制を整備いたしました。

沖縄県においては、引き続き、令和7年4月から(公社)沖縄県建築士会に「沖縄県建築士サポートセンター」を開設しています。

建築士サポートセンターの概要

【サポート対象・内容】

◇対象とする建築物：原則、現4号建築物のうち新2号建築物に該当するもの
・2階建て以下かつ延べ面積 300 m²以下(平屋かつ 200 m²以下を除く)の建築物
・構造計算を行わず、仕様規定のみで構造安全性の確認を行うもの

- ① 確認申請図書の作成サポート
- ② 構造計算適合性判定(構造適判)の手続きサポート
- ③ 省エネ適判申請図書の作成サポート

例)建築確認申請書類一式に係る添付図書の有無や記載事項の確認等
壁量計算等や省エネ計算等に係る算定方法の確認等

※上記のサポートとは、基準への適合性確認のために必要な図書の作成について助言するものです。

※サポート対応時間：最長 60 分／件

【サポートの申込】 [※Excelの申込書式はこちらをクリックしてDLしてください。](#)

「建築士サポート」申込書(別紙)を持参、メールまたは FAX で事務局あてに提出してください。その後、サポート日時等を調整の上、決定いたします。

【期間】 令和7年4月1日(火)から令和7年9月30日(火)まで
・予約受付時間 9:00～17:00(土日祭日を除く)

【会場】 沖縄建築会館 会議室 または WEB

【費用】 無料

沖縄県建築士サポートセンター 事務局

〒901-2101 沖縄県浦添市西原一丁目 4 番 26 号 (公社)沖縄県建築士会内

TEL:098-879-7727 FAX:098-870-1710 E-mail:okishikaiinfo@shikai.or.jp

建築士サポート申込書

【お申し込み・お問い合わせ】

申込日

令和 年 月 日

サポート事務局（公社）沖縄県建築士会

Tel:098-879-7727 Fax:098-870-1710

平日9:00~17:00（12:00~13:00を除く）

■申込者

申込者氏名			
連絡先	電話番号		FAX
	E-mail		
勤務先			

※申込内容について確認を行う場合がありますので、日中連絡可能な電話番号をご記入ください。

■サポート希望内容等（※申込日から7日目以降の希望日をご記入ください）

希望日時	①	令和 年 月 日	時 ~ 時
	②	令和 年 月 日	時 ~ 時
	③	令和 年 月 日	時 ~ 時
希望相談方法	☐ 対面 ☐ オンライン		図面の有無 ☐ あり ☐ なし
希望するサポート内容	☐ 確認申請図書の作成サポート（建築基準法、建築物省エネ法関係） ☐ 構造計算適合性判定（構造適判）の手続きサポート ☐ 建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）の手続きサポート		
確認申請の提出先(予定)	☐ 特定行政庁（県・市） ☐ 沖縄建築確認検査センター(株) ☐ （公社）沖縄県建設技術センター ☐ その他		
相談内容			

以下の事項をご確認いただき、チェック欄にレ点を入れてください。

本サポートは、個別の建築計画の法適合性について判断するものではなく、確認審査の一部を行うものではありません。相談物件に係る建築確認申請等は申請者自身の責任において行ってください。

本申込書に記入いただいた個人情報は、本サポート業務のためにのみ使用し、他の目的では一切使用しません。

本サポートを行うサポート員は、サポート業務の中で知り得た情報について第三者に漏洩しない旨誓約しています。

☐ 上記の内容を確認し、同意しました。